

第4章 目標達成のために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

本村は、美しくかつ豊かな環境や景観があり、そこに住む私たちにとってうるおいと安らぎを与えてくれるばかりでなく、大切な誇りでもあります。

村土は、住民の諸活動が営まれるかけがえのない生活の場であり、住み良い村づくりの舞台でもあることから、住民共通の財産であるという認識のもとに自然と調和を図った村づくりを進めていかなければなりません。

そのため、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟し、美しい村づくりを住民と進めるとともに、村土の活用にあたっては、公共の福祉を優先させ、その所在する地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に応じた適正な土地利用と、各種の規制、誘導措置など総合的な対策を実施します。

2. 国土利用計画法などの適切な運用

- ① 国土利用計画法やこれに基づく国土利用計画（長野県計画）、長野県土地利用基本計画をはじめ、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法などの土地利用に関連する法律等や長野県関係条例、各種指導要綱などの適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整及び適正な土地利用を図ります。
- ② 原村環境保全条例は、村土の特性に応じて、その利用に関する規制を定め、住民にとっての生活環境や自然環境の保全と調和に重要な役割を果たしています。この条例の遵守と指導を継続するとともに、状況に応じた内容の見直しを行ない、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。
- ③ 国土利用計画法に基づく土地取引の届出制度、地価調査制度などの適切な運用により、投機的取引の排除及び地価の安定を図ります。

3. 地域整備施策の推進

本村の村土及び各種資源の特性に注目して、自然的・社会的・文化的な特徴を有効に活用し、地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

ア)【東部地域】「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」

- ・ 森林緑地の保全と育成
- ・ 保健休養を目的に自然や景観と調和したリゾート地
- ・ 地域住民と都市住民のスローライフを通じた交流・体験型観光の場

イ)【中央部地域】「リビングゾーン（農業生活地帯）」

- ・ 観光農園など田舎体験・スローライフ体験の場
- ・ 特産品の販売など農産物の付加価値化と交流
- ・ 若者定住を促進する住宅環境の整備
- ・ 既存集落の生活環境の整備
- ・ 中心拠点エリアの活用

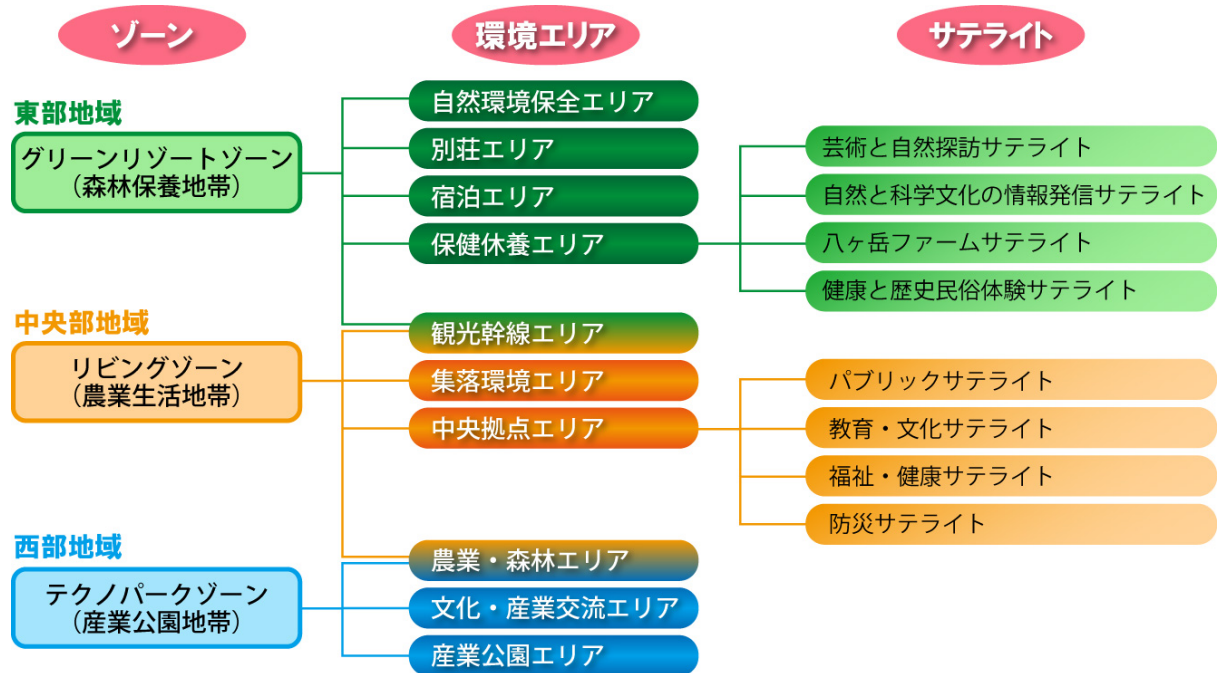
ウ)【西部地域】「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」

- ・ 周辺環境と調和のとれた産業公園地帯
- ・ 経済の動脈である中央自動車道諏訪南インターチェンジ及び、中央道原パーキングエリアの活用

※ 上記3つのゾーン（地域）の特性を生かした発展と、乱開発を未然に防止した適正な土地利用の誘導を行うため、次のように細分化した環境エリア及び土地利用の特性を生かすサテライト※(小さな拠点)を設定し、有効な地域整備の推進を図ります。

※サテライト： 衛星の意味から、中心に対して、その周辺もしくは周りにある地域などを指す。

【村土地利用のゾーニングと環境エリア、サテライトの体系】



(1) 【東部地域】「グリーンリゾートゾーン」

① 自然環境保全エリア

ハヶ岳中信高原国定自然公園及びこれに接続する保安林地域を自然環境保全地域として開発を禁止し、村土の保全を図ります。

② 別荘エリア

本エリア及びその周辺の保健休養地内には約2,500軒程度の別荘地があります。保健休養地内では原村環境保全条例により別荘の建築について厳しい規制を設けています。

しかし近年、別荘建築に当たって大きな樹木をすべて伐採してしまう例があり、自然保護の観点から、樹木の伐採は必要最小限とするよう指導しています。

また、止むを得ず別荘エリア内に専用住宅を建てる場合、原山自治会への加入を求め、地域保全に努めてもらうとともに可能な限りの行政サービスの提供を行います。

③ 宿泊エリア

「信州で首都圏に最も近い村」が通過観光地にならず、のんびりとスローライフや体験型の観光を満喫していただくには、ペンションなどの宿泊施設は非常に重要な財産です。宿泊エリアの活性化を促すため、営業関係者との協議を行いながら、この重要なエリアの再生整備と活性化を図っていきます。

④ 保健休養エリア

上記①から③までのエリアを除いた保健休養地を保健休養エリアとします。このエリアは国定公園まで続く森林の中に、自然と調和した健全で特色のある観光拠点を形成しています。

森林については、その保全・育成と有効活用を図るとともに、観光拠点については次のような「交流サテライト（小さな拠点）」を設定し、それぞれのサテライトで都市住民との交流を通じた体験型観光の提供や、宿泊エリアと協同してゆっくり休養できるよう施設・機能の再生・グレードアップを図るとともに、各サテライトを結ぶ遊歩道によりそれぞれの有機的な結合を図ることで、雄大なハヶ岳の自然を背景に、スローライフを楽しむことのできる魅力ある保健休養地エリアの形成を目指します。

交流サテライト(小さな拠点)

ア. 「芸術と自然探訪サテライト」

ハケ岳美術館は、多彩な催しを行い多くの人々に親しまれる企画を引き続き実施するとともに、自然環境との調和をテーマに、周辺一体の村有林の有効活用を図り、すばらしい自然の中にたたずむ芸術アートの拠点として、やすらぎを感じながら自然、芸術・文化に接する場として活用します。

イ. 「自然と科学文化の情報発信サテライト」

ハケ岳自然文化園は約20haの広さがあり、平成元年に長野県文化公園構想により諏訪地域の文化の拠点施設として、自然とのふれあいをテーマに、子どもから大人まで家族ぐるみで楽しめ、野外での伸びやかな活動を通じて人間性の回復を図る、健康的で文化的な施設として建設されました。

この施設は県内でも有数のプラネタリウムを有し、星の観測などが行なわれるとともに、全国から毎年1万人にのぼる天文ファンが訪れる「サマーホリデーin原村星まつり」が開催されて「星の降る里」と呼ばれています。

また、300人収容の大ホールでは、豊かな自然の中でふれあいのあるコンサートを楽しみ、野外音楽堂では屋外での映画祭「スターダストシアター」が人気を博しています。

今後は、園内の魅力を高めるため周辺的环境に適合した地生の動植物の育成を図り、自然に接する場を整備します。

また、住民のいきいきとした活動がさらに活性化・活発化する場を提供し来訪者との交流を図って、本村の自然のすばらしさと交流の楽しさを感じられるサテライトの形成を図ります。

さらに、自然と科学に関する情報発信の場や、セミナーなどによる研修の場としても、ペンションなどと連携を図りながら活用していきます。

ウ. 「ハヶ岳ファームサテライト」

ハヶ岳中央農業実践大学校を中心とした一帯を「ハヶ岳ファームサテライト」とし、自然の恵みを楽しみ享受できる場と位置づけ、学校と村が情報を共有し、協力し合いながら農業体験や自然学習のできる拠点として発展を図ります。

エ. 「健康と歴史民俗体験サテライト」

樅の木荘、もみの湯、原村郷土館周辺を「歴史・民俗・保養・スポーツ」を楽しめるサテライトとし、観光客が田舎の文化に触れたり、住民が健康の増進を図ったり、双方が交流しながらいきいきとした活動を展開することのできる拠点を形成します。

特に、老朽化した樅の木荘の建て替えを進め、周辺環境とともに再生を図ります。

(2) 【中央部・西部地域】「リビングゾーン」・「テクノパークゾーン」

① 集落環境エリア

本エリア内では、快適で文化的な生活環境の形成を図るため、道路や公園・緑地、下水道などの整備と長寿命化を推進します。

また、農村風景と調和のとれた住宅地を形成するため、長野県の各種規制のもと、景観に配慮した統一公共看板の整備に努めます。

新たな宅地の確保については、既存住宅地を中心に、空き家や低・未利用地の有効活用を図るものとし、分譲住宅用地はできるだけ公的施設に近い場所で確保するよう配慮します。

② 産業公園エリア

産業集落ゾーンについては、自然と調和した林間工業団地という理念により工業団地が造成されました。

今後も地域の生産拠点及び雇用の場として企業支援に取り組みつつ、企業の集積などを図り、このエリアの活性化を進めます。

③ 観光幹線エリア

中央自動車道諏訪南インターチェンジとリゾート地を結ぶ広域農道「エコーライン」と「ズームライン」沿線を「観光幹線エリア」とします。

両路線は観光地へと結ぶ重要な幹線道路ですが、沿線は、ハケ岳や周囲の森林などとの調和の取れた景観や自然環境がすばらしく、ズームライン沿線については、屋外広告物禁止地域に指定され、エコーライン沿線についても、屋外広告物特別規制地域に指定されており、統一した案内看板を整備するなど、自然と調和した景観形成を展開しています。

また、エコーラインは蓼科・白樺湖方面ともつながり、ハケ岳西南麓エリアの観光ネットワークとして機能しています。

これらの動向に対しては原村環境保全条例により対応するとともに、沿線開発においては景観に十分配慮して保健休養地エリアに準じた緑地を配するとともに、電柱や携帯電話基地局、太陽光発電施設が立たないよう関係各方面と協議・協力して景観保全を図ります。

④ 文化・産業交流エリア

中央道原パーキングエリア（原PA）とそれに近接する国史跡の阿久遺跡周辺を「文化・産業交流エリア」と定め、原PA上り線での農作物やクラフト作品の直販など、住民の積極的経済活動を支援します。

また、近接する阿久史跡の公園化を推進し、誰もが気軽に立ち寄ることのできる史跡公園としての活用を図ります。

⑤ 中央拠点エリア

役場を中心に、半径300m以内に公共施設が配置されている一帯を「中央拠点エリア」とし、住民サービス、福祉、教育、文化、防災などの機能をコンパクトにまとめ、村の核づくり地区と位置づけ、住民生活の利便性向上と村内外の交流拠点の強化のため、次のような「公共サテライト（小さな拠点）」を設け、各種公益機能強化と住民サービスの向上を図ります。

公共サテライト（小さな拠点）

ア. パブリックサテライト

役場を中心に、行政運営の中心的機能を持った地域であり、村の公的機関が集まっているサテライトです。来庁舎にとって使いやすく、利便性の高い場所とするとともに、本村を代表する場であることから美しく快適な環境であるよう適正な管理を図ります。

イ. 教育・文化サテライト

学校教育において、本村は小学校1校、中学校1校であることから、その利点が活用されるよう教育機関の相互連絡や情報交換をスムーズに行い、教育効果を高めるとともに、国際教育や郷土教育の充実を図ります。

社会教育については、公民館、社会体育館、図書館が周囲に整備され、住民にとって使いやすく親しまれるよう、施設の効率的な管理・運用を図ります。

さらに、図書館南に隣接している村民広場はこの地域内の憩いの場として有効活用を図ります。

ウ. 福祉・健康サテライト

地域福祉センターには、社会福祉協議会が入りデイサービス※などを実施するとともに、原村診療所が国民健康保険事業直営の医療機関として配置され、福祉・健康・医療の拠点施設として機能しています。

隣接する保健センターでは、各種検診などの充実を図ります。

村内に1箇所ある保育所は、少子化と保育ニーズの多様化に対応できるようサービスの拡充を図ります。

※デイサービス：入浴、食事及び介護などのサービスを、日帰りで受けること。

エ. 防災サテライト

原消防署を中心としたエリアで、救急・火災・防災に対応した機能を持つ場所です。住民の安全を守るという重要な使命を果たすことができるよう施設と連携しながら拠点施設としての機能強化を図ります。

⑥ 農業・森林エリア

先の①から⑤エリア以外の農地や森林の地域とします。

農地は、農振農用地の保全・再生・活用に努めるとともに、周辺の土地利用との調整を図りながら極力保全していくこととします。特に遊休農地化や荒廃農地化を防止するため、魅力ある農業を育てる施策を実施し、後継者の育成を図るとともに、付加価値性の高い農業生産を進めます。

森林については、平地林や里山が多く防風林など、生活や農業と密接なつながりのある機能を持った森林もあります。しかしながら、手入れが不十分なことから、森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう住民協働による保全・再生・活用を促進します。

4. 村土の保全と安全性の確保

- ① 村土の保全及び安全性確保のため、治山・治水事業の推進や地形・地質など地域の特性に応じた適正な管理に努め、森林等が持つ水源の涵（かん）養機能などを強化し、安全・安心できる村土づくりを図ります。
また、住民の生命や財産を守るため、土砂災害等の恐れのある区域においては、警戒避難体制の整備や情報発信等のソフト対策も充実させます。
- ② 農地については、村土保全などの公益的機能を有するため、防災上の観点からも耕作放棄に伴う荒廃や、農地転用によるスプロール化※を防止して、農地の保全に努めます。
- ③ 集落地の安全性を確保するため、地域防災拠点の整備、公園などのオープンスペース※の確保、学校や福祉施設などの防災機能の強化、道路の拡幅など、防災・減災上の配慮を念頭に計画的な集落地の整備と土地利用を図ります。
- ④ 住宅地などの開発は地形条件などを十分検討し、周辺の土地利用との調整と適合性を図ります。

※スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

※オープンスペース：建築物に覆われていない空間の総称。歩行者用道路や植栽等を整備して良好な生活空間を形成することが近年盛んになっている。

5. 環境の保全及び美しい村の形成

- ① 緑、水、空気など恵まれた自然環境は、生活にうるおいと安らぎをもたらしており、快適な環境で生活することは住民共通の願いです。
このため、隣接市町と協力してこれらの広域的な保全に努めます。
- ② 本村では、さん然と輝く星の美しさが誇りです。星の美しい輝きは、同時に自然が豊かで空気が澄み切っているという環境の輝きを現しています。このことに代表される「星の降る里・原村」が保全されるよう、美しい村形成のための環境対策を進めます。
- ③ 本村の歴史的風土や民俗などの保存、各種文化財の保護などを図り、住民にとって心の寄りどころとなる故郷や田舎としての環境づくりを住民参画のもとで努めていきます。
- ④ 快適な生活環境を確保し、河川の水質や環境を保全するため下水道、合併処理浄化槽の計画的な管理・更新による長寿命化を進め、水質汚染の防止を図ります。
- ⑤ 公園・緑地、親水空間の設置や保全・有効活用、生垣や自然石積みなどの普及を図り、環境に配慮した美しいまち並みや景観をつくりあげることで、ゆとりのある快適な生活環境の整備を図ります。
- ⑥ 道路・交通設備などの整備においては、緑地帯の設置など周辺環境に配慮するとともに、道路案内看板などの統一化を推進し、景観の保全・再生・活用を図ります。
- ⑦ 野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から、優れている自然については行為規制などにより積極的保全を図ります。
- ⑧ 自然が減少した地域については、生物の多様性を確保する観点から、生態系に配慮しつつ自然的環境の再生と量的確保を図ります。

6. 土地利用転換の適正化

土地利用の転換は、復元の困難性や周辺環境に与える影響に十分配慮した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用状況、社会資本（インフラ）の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行います。

また、転換途上であっても、これらの条件を勘案して必要があるときは、英断を持って速やかに計画の見直しなど適切な措置を講ずることとします。

① 農地の利用転換

農地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や景観に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地等の確保に努めます。

また、宅地への転用については、土地利用の混在などを防止するため、ある程度まとまりのある土地を確保し、農地、宅地など相互の土地利用の調和を図ります。

② 森林の利用転換

森林の利用転換については、天竜川及び富士川水系の「源流の里」として、森林の持つ水源の涵（かん）養機能などに配慮しつつ、村土の保全と安全性の確保を図り、自然環境や景観の悪化などの公益的諸機能の低下を極力防止しながら、周辺の土地利用や景観との調和を図ります。また、伐採などが必要な場合は最小限にとどめることとします。

③ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、土地の形質変更など周辺に及ぼす影響が大きく広範囲にわたることから、影響の動向を見据えながら調整を行い、村土の保全に努めます。また、周辺地域も含めて事前に関連計画等との整合を図り、十分な調査を行うとともに、住民との協議に努めて、環境や景観に配慮した適切な土地利用がなされるよう指導を行ないます。

7. 土地の有効利用の促進

(1) 農 地

- ア) 農業振興地域整備計画の適正な運用により、農業以外の土地利用との整備を図り、優良農地を確保・保全します。
- イ) 土地基盤整備が終了したことから、経営感覚にすぐれた農業経営者の育成と農地の集積を図ります。
- ウ) 魅力ある農業とするため、観光農園や農業体験、農産物直売所、化学肥料・化学合成農薬の使用量を抑えた安心安全な野菜の栽培、農産物加工品の開発など都市住民との交流や付加価値を高められる農業を推進します。
- エ) 荒廃農地や遊休農地については、田舎暮らしやスローライフの高まりに呼応する形で、都市住民などとの交流機会の拡大を図り、体験・観光農園や市民農園等への再生・活用を促進します。
- オ) 環境保全型の農業など環境に配慮した農業生産活動を推進します。

(2) 森 林

- ア) 森林は木材生産などの経済的機能とともに、村土の保全、水源の涵（かん）養、保健休養、自然環境保全、野生動植物の生息地などの機能を増進するため、地域森林計画等に基づく計画的な整備と管理を行います。
- イ) 森林整備においては、自然条件や動植物の生態に配慮しつつ、針広混交林※や複層林※の育成など、地域の特性に応じた多様な森林作りを行ないます。
- ウ) 人と自然とのふれあいの場に適した場所等については、自然体験、環境学習・教育、屋外レクリエーション活動の場として、森林の総合的な利用を図ります。
- エ) 森林の有する公益的機能に対する住民理解を促し、住民参加による森林づくりを進めます。

※針広混交林： 広葉樹と針葉樹が混生する森林。

※複層林：樹齢・樹高の異なる樹木で構成される人工林。

(3) 住居用地

- ア) 必要に応じて公営住宅用地など、村の活性化に効果的な用地の確保を行い、若年層を中心とする生産年齢人口の定着化を促進します。
- イ) 住宅地については、生活様式の高度化や環境への影響などを考慮しつつ、公園緑地や下水道・合併処理浄化槽などの公共・共益施設の整備・維持を図り、良好な居住環境を求めるニーズに対応した魅力ある住環境整備を推進します。
- ウ) 優れた居住環境やまち並みの保全を図るため、きめ細かな開発基準などの整備を行い、統一のとれた制度として推進します。また、新たに行われる大規模な宅地開発などにおいては、建築協定などを結び、豊かな自然環境や田園風景と調和するよう配慮します。

(4) 観光施設用地

- ア) 現在ある観光施設の魅力と個性を高め、そこに住民が連携することで住民参画の活動をさらに活発化させるとともに、施設機能の再編・再生を進め、自然との共生と交流を目的とした住民主体の活動を盛り上げていきます。
- イ) 各施設間を結ぶ遊歩道の整備などを行い、宿泊施設と各種観光施設を相互に結びつけ関連づけることで、本村を拠点にして景色や景観を楽しみながら、健康的な田舎体験やスローライフを満喫できる仕組みをつくります。
- ウ) 環境や自然にやさしい村づくりを展開するとともに、各種観光資源の活用や掘り起しを推進します。

(5) 別荘用地

- ア) 雄大な自然を大切にしながら、落ち着いた雰囲気のある保健休養地を目指し、原村自然環境保全条例により乱開発から自然環境を守るため、今後も厳しい規制を継続していきます。
- イ) 別荘用地に専用住宅を建設して居住する場合は、原山自治会への加入を求め、協働した村づくりへの参加を呼び掛けていきます。

(6) 工業用地

- ア) 村内に立地する企業は、雇用の確保、若者定住、所得の向上、地域の活性化に繋がる重要な役割を担っています。そのため、既存企業への支援や企業誘致を積極的に促進します。
- イ) 工業用地が中央自動車道諏訪南インターチェンジに近接する立地条件を強調しながら、住民の理解を得てテクノパークゾーン内への企業誘致を推進します。

(7) 道 路

- ア) 村内の交通体系の見直しと、集落内通過車両の減少及び走行速度の低減を目的とした交通量の分散化・安全対策を進めます。
- イ) 中央自動車道諏訪南インターチェンジの有効活用と、地域交通の利便性の向上に結びつく道路体系を検討します。
- ウ) 村内の美しい沿道景観に考慮した道路環境整備を推進するために必要な用地の確保を図ります。
また、無秩序な沿道開発を抑制するため、沿道の土地利用の規制・誘導等についても検討します。
- エ) 歩行者の安全性の確保を図るため、バリアフリー※を考慮した歩道用地の確保に取り組めます。

(8) 水面・河川・水路

- ア) 治水や利水については、農業用水に配慮しながら、安全且つ効率的に機能を果たすことができるよう、環境に配慮した環境保全型工法を検討して整備を図ります。
- イ) 生物の多様性・生育環境を保全・再生し、自然のうるおいのある水面・河川・水路づくりと、親水性やオープンスペースなどの多様な機能に配慮した水辺環境を進め、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

※バリアフリー： 高齢者や障がい者に配慮し、段差や仕切りをなくすなど、施設の安全性、利便性を高めること。

(9) その他

- ア) 公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設については、住民の生活上の重要性及びニーズを踏まえ、環境及び景観の保全に十分配慮し計画的に用地の確保を図ります。
- イ) 既設の公園などがより多くの人々に活用され交流の場となるよう、地区と協力しながら芝生や木立などの緑地を整備し、自然環境が豊かに整備されたうるおいのある空間づくりを進めます。
- ウ) 公共交通については、交通不便者を含め、住民や来訪者が利用しやすい移動手段となるよう研究します。

8. 村土に関する調査研究の推進と成果の普及啓発

村土の総合的な状況把握を行うため、国土調査法に基づく地積調査の検討など基礎的な調査を推進します。

さらに、村土に関する情報を整備して住民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、住民協働による美しい村土の形成を図ります。